

「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度」に係る 債権譲渡承諾事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、浜松市(以下「市」という。)が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、第4を除き、以下「受注者」という。)が公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、浜松市建設工事請負契約約款(以下「工事約款」という。)第5条第1項ただし書きに基づく、債権譲渡承諾事務取扱に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2 債権譲渡の対象となる工事は、以下の工事は除く。

- (1) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事。
- (3) 市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事。

(債権譲渡の範囲)

第3 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、変更契約等により請負代金額に増減が生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とする。

(債権譲渡先)

第4 債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5 当該工事の出来形が2分の1以上かつ既払い額以上の出来形に到達したと認められる日以降とする。なお、承諾に当たっての当該出来形の確認については、受注者が作成し、債権譲渡先が証明した月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書(様式第1号)の受領をもって足りることとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第6 債権譲渡の承諾申請に際しては、受注者と債権譲渡先が共同して次の申請書類を提出するものとする。なお、書類の提出は発注者に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

債権譲渡承諾依頼書(様式第2号) 1通

受注者と債権譲渡先の締結済の債権譲渡契約証書（様式は、平成 11 年 1 月 28 日建設省厚契約発第 9 号・建設省技調発第 20 号通知（以下「地方厚生課長通知」という。）に定める様式 3 - 又は様式 3 - に準じたものとする。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に基づくものとする。)(参考様式)の写 1 通

工事履行報告書（様式第 1 号） 1 通

保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1 通

発行日から 3 か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各 1 通

振興基金が発行する債務保証承諾書の写 1 通

（債権譲渡の承諾基準）

第 7 債権譲渡は、次の全てが確認された場合に承諾するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第 2 号）が提出されていること。

様式第 2 号を使用し、定められた必要事項の全てが記載されていること。

受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。

債権譲渡先の所在地、名称、代表者及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写に記載されている被保証者名と一致していること。

契約締結日、工事名、工事箇所、工期に誤りがなく、かつ、第 2 に定める対象工事であること。

工事請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる工事請負代金債権と一致していること。

(2) 締結済の債権譲渡契約証書の写が提出されていること。

平成 11 年 1 月 28 日付け建設省経振発第 8 号通知（以下「建設経済局長通知」という。） 3

(3) による場合は地方厚生課長通知に定める様式 3 - に準じたものを使用し（ただし、第 7 条の文面は、文例 1 又は文例 2 のいずれかに確定しており、文例 1 を使用する場合には下請債権の優先比率を定めていること。）、建設経済局長通知 3 (3) ただし書による場合は地方厚生課長通知に定める様式 3 - に準じたものを使用していること。

受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が債権譲渡承諾依頼書のものと同じであること。

(3) 工事履行報告書（様式第 1 号）が提出されていること。

実施工程の進捗率が、2 分の 1 以上かつ既払い額以上であることを確認すること。

受注者が作成し、債権譲渡先の出来形確認がされていること。

受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書（様式第 2 号）のものと同じであること。

(4) 印鑑証明書が提出されていること。

発行日から 3 カ月以内のものであり、原本が提出されていること。

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(6) 振興基金が債権譲渡先に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書の写が提出されていること。

(7) 当該請負契約が解除されていないこと又は工事約款第43条第1項各号に該当する恐れがないこと。

(8) 受注者及び債権譲渡先が当該工事請負代金債権者であること。

(債権譲渡の承諾手続)

第8 債権譲渡の承諾は、第6に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、第7の事項を確認したうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うこと。この場合における添付書類は、第6に規定する申請書類等及び債権譲渡承諾チェックリスト(様式第4号)を添付すること。承諾後、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書(様式第3号)を受注者及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、7日以内(浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第2条に定める取扱いとする。)に遅滞なく行うものとする。

3 債権譲渡整理簿(様式第5号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9 第6に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第7に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(出来形の確認)

第10 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来形確認を行うものとする。

2 前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、工事出来形査定協力依頼書(様式第7号)を提出するものとする。

3 前項の工事出来形査定協力依頼書(様式第7号)の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の報告書の要求)

第11 債権譲渡の承諾後、受注者及び事業協同組合等は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式第8号)を提出するものとする。

(請負代金等の請求)

第12 債権譲渡先は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができるものとする。なお債権譲渡承諾後は、受注者は請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲渡先が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、以下の書を発注者に提出するものとする。

請求書(参考様式) 1通

債権譲渡承諾書(様式第3号)の写 1通

(請求書類の確認事項)

第13 提出された請求書(参考様式)と当該請求書に添付された債権譲渡承諾書(様式第3号)の写により請求者の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリスト(様式第4号)を使用して確認のうえ、所定の手続きを経て工事代金を支払うものとする。

(様式類の整備)

第 14 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱いや契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの(金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等(以下「様式類」という。))は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が、当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁あるいは、振興基金と協議のうえ、必要な手続を経て定めるものとする。

(不正時の対応)

第 15 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が、受注者又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、市は、当該不正を行った受注者又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

2 受注者又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他事項)

第 16 本制度は、健全な受注者が積極的に活用すべきものであるため、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状況が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

(定めのない事項の処理)

第 17 この事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて市長が定めるものとする。

(附則)

この事務取扱要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 20 年 12 月 16 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

<参考様式>

(地方厚生課長通知に定める(様式 3 -))

債権譲渡契約証書

株式会社(以下、甲という)と 建設業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第 1 条(債権譲渡)

甲と (以下、丙という)との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に本件工事請負契約という)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得す

ることあるべき以下の工事請負代金債権(以下、譲渡債権という)を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 平成 年 月 日
- (4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第 46 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第 2 条 (債権の移転の条件)

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第 3 条 (契約の効力の発生)

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生ずる。

第 4 条 (担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第 5 条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第 9 条第 2 項の残額の返還を受ける債権及び同条第 5 項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第 6 条 (被担保債権)

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約(本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下、乙の貸金債権という)を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権(以下、下請債権という)を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者(法人、個人を問わない)または資材納入業者(法人、個人を問わない)で、第 11 条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第7条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち %については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

2 （上記第2項と同文）

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。

3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請負人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第9条第2項の場合、乙が項に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残金を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることができない。

第12条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第 13 条 (合意解約の禁止)

甲と乙とは、下請負人が第 11 条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第 14 条 (合意管轄)

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

	~ 住所 ~	
債権譲渡人 (甲)	株式会社	
	代表取締役	(実印)
	~ 住所 ~	
債権譲受人 (乙)	建設業協同組合	
	代表理事	(実印)

< 参考様式 >

(地方厚生課長通知に定める (様式 3 -))

債権譲渡契約証書

株式会社 (以下、甲という) と 建設業協同組合 (以下、乙という) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第 1 条 (債権譲渡)

甲と (以下、丙という) との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約 (以下、単に本件工事請負契約という) に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権 (以下、譲渡債権という) を、平成 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 平成 年 月 日
- (4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第 46 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第 2 条 (債権の移転の条件)

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第 3 条 (契約の効力の発生)

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生ずる。

第 4 条 (担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第 5 条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、次条第 2 項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

第 6 条 (被担保債権)

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約(本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下、乙の貸金債権という)を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

第 7 条 (下請保護規定)

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を清算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第 8 条 (協力義務)

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第 9 条 (合意管轄)

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

債権譲渡人(甲) ~ 住所 ~
株式会社
代表取締役 (実印)

債権譲受人(乙) ~ 住所 ~
建設業協同組合
代表理事 (実印)